

第2次ヒアリング質問事項（第14回WG2004.10.22 ヒアリング分）

○ 自動車保管場所証明手続【警察庁】

自動車保管場所証明手続に係る現地調査事務の委託先の選定において、1都道府県当たり委託先1ヶ所としている、とのことであるが、これは安全協会以外の参入を著しく阻害しているものと考えられるものであり、早急に改めるべきと考えるが、貴庁の見解如何。

なお、車庫飛ばしへの対応が困難との見解もあるが、これについては車庫飛ばしの類型のデータベースを構築し、新たな手口が発覚した場合に直ちにデータベースに登録する仕組みを作っておけば車庫飛ばしのチェックに当たっても問題ないものと考えられるが、これについての貴庁の見解があれば、併せて御教示願いたい。

自動車保管場所証明手続に係る現地調査事務の委託に当たり、サービスをより向上させるための適切な競争環境を整備するため、安全協会以外のところへの委託をもっと推進すべく広報が必要と考えるが、貴庁の見解如何。

○ 自動車登録【国土交通省】

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

自動車の登録業務に際して、他行政機関と連携する必要があるから公務員が業務を行うべきである、とのことだが、連携することと業務の実施主体を民間にすることは相関関係はないものと考えられる。この点についての見解如何。

民間が自動車の登録業務を行うことを仮定した場合、当該民間に対して守秘義務及び中立性の保持義務を法令でかけることで中立性、公平性が担保されるものと考えられる。この点についての見解如何。

公権力の行使や行政処分をなし得る主体が公務員であるという必然性はないため、自動車登録事務について、仮に行政処分性があるにしても、公務員以外が行うことは不適切であることは言えないと考えられる。この点についての見解如何。

○ 品種登録・農薬の登録・肥料の銘柄登録【農林水産省】

品種登録について、出願料のみではペイできずに国税を投入している現状に鑑み、包括的な民間開放を可能とすることで、低コスト化を図るべきと考えるが、貴省の見解如何。

品種登録に係る栽培試験の民間開放について、守秘義務の徹底、中立性及び公平性の担保が必要であるとのことであるが、これらは守秘義務及び中立性の保持義務を法令で民間にかけることで中立性、公平性が担保されるため、考えられる。この点についての見解如何。

農薬登録をする際の登録可否の判断について、行政でなければ行えないものはなく、民間でも、知見のある者に義務をかけることで対応できるものであり、十分民間開放可能

と考えるが、貴省の見解如何。

農薬及び肥料登録について、登録、立入検査、行政処分を一体で行う必要があるために登録は国又は独立行政法人でなければならない、とのことだが、登録業務を民間に任せたと仮定して、委託の際に登録情報を遺漏なく行政庁に報告する旨の契約を行うことで、登録業務を民間に開放することが可能であると考えているが、貴省の見解如何。

○ 登記事務・公証事務【法務省】

登記事務及び公証事務について、当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

登記事務について、公務員以外の者であっても、弁護士や司法書士等能力を有する者が一定の経験や研修を受けることで、登記事務が可能になると考えるが貴省の見解を改めて伺いたい。

登記申請に対する審査は全国統一的な基準をもって、登記申請の審査事務につき十分な知識及び経験を有する公務員でなければならない、とのことであるが、これは登記事務を民間開放できない理由になっておらず、「全国統一的な基準」をマニュアル化すれば民間開放可能であると考えているが、貴省の見解を改めて伺いたい。

公証人について、公証人の身分は学説上国家公務員法又は地方公務員法での公務員ではなく、実質的な公務員であるとのことであるが、そうであるとするならば、現行の公証人のように、少ない数で独占的に公証事務を行うのではなく、公証事務により発生する公的効果を、公証人以外の人に同様の行為規制を課した上で広く公証事務を行えるようにすれば、国民の利便性にも適うと考えるが、貴省の見解如何。

○ 競売手続【法務省】

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

アメリカの民間競売制度をそのまま導入することが日本において困難であったとしても、日本式で馴染むような民間が入ることのできる競売制度を構築し、従来の競売と両立させつつ制度を運営していくことについての貴省の見解如何。できないとすれば、民間競売制度を構築した際の具体的な弊害について、明示的に示されたい。